

<問題1>

次のAからCまでのうち、該非判定を確認するには、どの国際輸出管理レジームの英文を参考にスペックを確認したら良いか、下線部分が正しい説明はいくつあるか答えなさい。

- A 東京の貿易会社Xは、英国のメーカーYより、外為令別表の3の項に関連する技術 α を購入し、海外で販売する予定である。この場合、外為令別表の3の項は、オーストラリア・グループ（AG）の規制なので、同サイトにある英文で事前にメーカーYにスペックを確認する。
- B 東京の貿易会社Xは、英国のメーカーYより、外為令別表の9の項に関連する暗号技術 α を購入し、海外で販売する予定である。この場合、外為令別表の9の項は、ワッセナー・アレンジメント（WA）の規制なので、同サイトにある Sensitive List の英文で事前にメーカーYにスペックを確認する。
- C 東京の貿易会社Xは、英国のメーカーYより、外為令別表の15の項に関連する技術 α を購入し、海外で販売する予定である。この場合、外為令別表の15の項は、ワッセナー・アレンジメント（WA）の規制なので、同サイトにある Very Sensitive List の英文で事前にメーカーYにスペックを確認する。

1. 1個
2. 2個
3. 3個

<問題2>

外為令別表の3の項に関する規定について、AからCのうち、下線部分が正しい説明はいくつあるか答えなさい。

- A 輸出令別表第1の3の項(1)に該当するトリエタノールアミンを効率的に製造する技術は、外為令別表の3の項(1)に該当する。
- B 輸出令別表第1の3の項(1)に該当するトリエタノールアミンの保管方法に関する使用の技術は、全て外為令別表の3の項(1)に該当する。
- C 輸出令別表第1の3の項(2)に該当する貯蔵容器の外観に関する設計図面は、外為令別表の3の項(2)に該当する。

1. 1個
2. 2個
3. 3個

(参考条文)

外為令別表の3の項		貨物等省令第15条の2	
項番	項目	項番	項目
外為令別表の3の項(1)	輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術		
外為令別表の3の項(2)	輸出令別表第1の3の項(2)に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの	貨物等省令第15条の2	外為令別表の3の項(2)の経済産業省令で定める技術は、第2条第2項に該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術のうち、当該貨物の有する機能若しくは特性に到達し、又はこれらを超えるために必要な技術とする。

解釈	
用語	用語の意味
使用	外為令別表の3の項(1)における「使用」は、化学製剤及び化学物質の化学兵器に係る取扱をいう。

<問題3>

AからCまでのうち、法的に正しい説明は、いくつあるか答えなさい。

- A 本邦にあるメーカーXは、輸出令別表第1の6の項に該当する測定装置α（価額150万円）を本邦にあるY国大使館に納品する場合、輸出にあたるので輸出許可が必要である。
- B 本邦にあるメーカーXは、外為令別表の2の項に該当するソフトウェアβ（価額150万円）を本邦にあるY国大使館に納品する場合、Y国大使館は、非居住者にあたるので役務取引許可が必要である。
- C 本邦にあるメーカーXは、輸出令別表第1の6の項に該当する測定装置α（価額150万円）を本邦にある米軍基地に納品する場合、輸出にあたるので輸出許可が必要である。

- 1. 0個
- 2. 1個
- 3. 2個

<問題4>

外為令別表の5の項に関するAからCまでの説明のうち、正しい説明はいくつあるか答えなさい。

(参照条文)

外為令別表の5の項

	技 術	外国
5	(1) 輸出貿易管理令別表第1の5の項の中欄に掲げる貨物の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの (2) 輸出貿易管理令別表第1の5の項の中欄に掲げる貨物の使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの (3) セラミック粉末又はセラミックの設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの((1)及び15の項の中欄に掲げるものを除く。) (4) ポリベンゾチアゾール又はポリベンゾオキサゾールの設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの (5) ビニルエーテルのモノマーを含むゴム状のふっ素化合物の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの (6) 削除 (7) 複合材料の設計に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの(4の項の中欄に掲げるものを除く。) (8) 電波の吸収材又は導電性高分子の使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの(4の項の中欄に掲げるものを除く。)	(X)

- A 上記表中の(X)には、「全地域(輸出令別表第3に掲げる地域を除く。)」が入る。
- B 外為令別表の5の項(3)の括弧書きにある「15の項」とは、外為令別表の15の項のことである。
- C 外為令別表の4の項に該当する「電波の吸収材又は導電性高分子の使用に係る技術」は、外為令別表の5の項(8)に該当しない。

1. 1個
2. 2個
3. 3個

<問題5>

以下のAからCのうち、正しい説明はいくつあるか答えなさい。

- A 本邦にあるメーカーXは、輸出令別表第1の3の項(2)に該当するバルブ(価額10万円)をフランスの農薬メーカーYに輸出する場合、少額特例を適用して輸出することができる。
- B 本邦にあるメーカーXは、国連武器禁輸国のレバノンにあるメーカーYより、戦車のコントロール用に輸出令別表第1の7の項(1)に該当する集積回路(価額90万円)の注文を受けた。この場合、メーカーXは、少額特例を適用して輸出することができる。
- C 本邦にあるメーカーXは、中国にある自動車メーカーYより、電気自動車の開発用に輸出令別表第1の7の項(1)に該当する集積回路 α (価額90万円)と輸出令別表第1の7の項(2)に該当するマイクロ波用機器 β (価額90万円)の注文を受けた。この場合、メーカーXは、少額特例を適用して輸出することができる。なお、いずれの貨物も告示貨物ではない。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

<問題6>

以下のAからCのうち、外為法第69条の6の罰金について、下線部分が正しい説明はいくつあるか答えなさい。

- A 輸出令別表第1の2の項(12)に該当する貨物(価格300万円)を無許可で中国に輸出した場合の罰金は、3,000万円以下である。
- B 輸出令別表第1の6の項(1)に該当する貨物(価格200万円)を無許可で中国に輸出した場合の罰金は、2,000万円以下である。
- C 輸出令別表第1の1の項(11)に該当する貨物(価格1,000万円)を無許可で中国に輸出した場合の罰金は、5,000万円以下である。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

(参照条文)

輸出令第14条

(核兵器等の開発等に用いられるおそれが特に大きい貨物)

第14条 法第69条の6第2項第二号に規定する政令で定める貨物は、別表第1の1の項((5)、(6)及び(10)から(12)までを除く。)及び同表の2から4までの項の中欄に掲げる貨物(核兵器等を除く。)とする。

<問題7>

外為令別表の5の項の解釈にある「必要な技術」について、AからCのうち、下線部分が正しい説明は、いくつあるか答えなさい。

- A 例えば、400MHz以上で動作するものが規制対象となる貨物の種類をXとする。この場合、製造技術A、B、Cによって製造される製品Xの性能が最高でも399MHzまでのものでしかなければ、A、B、Cは、製品Xに関して規制レベルを超えるために必要な技術ではない（A、B、Cは「必要な技術以外の情報」。）。
- B しかし、製造者が上記の技術A、B、Cに加えて、D、Eという技術を用いることにより400MHz以上で動作する製品を製造できる場合、D、Eは規制レベルの製品の製造に必要な技術として規制される。
- C なお、この技術D、Eは、輸出令別表第1非該当貨物の製造に使用する場合は、規制対象外の技術となり、役務取引許可は不要となる。

1. 1個
2. 2個
3. 3個

＜問題 8＞

本邦にあるメーカーは、自動車部品の検査装置 X（リスト規制非該当で初期製造時の市場価格 300 万円）の中に、輸出令別表第 1 の 2 の項（12）に該当する測定装置 Y（初期製造時に 30 万円で購入）を検査装置 X に 1 セット正當に組み込んで、来月、インドにある日系の自動車メーカーに輸出する予定である。その際、故障に備えて、予備に測定装置 Y を 3 セット一緒に輸出する。この場合の輸出許可の要否について、正しい説明を 1 つ選びなさい。

1. 検査装置 X に正當に組み込まれた測定装置 Y については、運用通達の 10% ルールが適用できるので、輸出許可は不要である。予備の測定装置 Y の 3 セットについては輸出許可が必要である。
2. 検査装置 X に正當に組み込まれた測定装置 Y については、運用通達の 10% ルールが適用できるので、輸出許可は不要である。予備の測定装置 Y の 3 セットも将来、検査装置 X に正當に組み込まれる予定であれば、輸出許可は不要である。
3. 輸出令別表第 1 の 2 の項（12）に該当する貨物は、運用通達の 10% ルールは適用できないので、4 セットの測定装置 Y について、輸出許可を取得する必要がある。

（参考条文）

運用通達 1-1(7)(イ) 抜粋

（略）

ただし、輸出令別表第 1 の 1 から 15 までの項の中欄に掲げる貨物であっても、他の貨物の部分をなしているもの（ただし、輸出令別表第 1 の 8 の項に掲げる貨物であって、貨物等省令第 7 条において「他の装置に内蔵されたもの」とされている場合を除く。）であって、当該他の貨物の主要な要素となっていない又は当該他の貨物と分離しがたいと判断されるものは、以下の場合を除き、輸出令別表第 1 の 1 から 15 までの項の中欄に掲げる貨物のいずれにも該当しないものとして扱う。

- ① 輸出令別表第 1 の 1 の項(3)若しくは(13)に掲げる貨物、又は、2 の項(3)に掲げる貨物であって貨物等省令第 1 条第三号に該当するもの若しくは 4 の項(6)に掲げる貨物であって貨物等省令第 3 条第七号に該当するものが、当該他の貨物に混合されている場合
- ② ① 以外の貨物であって、当該貨物が当該他の貨物に混合されていてその主要な要素となっており、当該他の貨物とその状態で当該貨物の用途に用いることができる場合

＜問題9＞

輸出令別表第1の8の項、貨物等省令第7条第四号について、正しい説明はいくつあるか答えなさい。

- A 光コンピュータ専用の液晶表示装置は、貨物等省令第7条第四号に該当しない。
- B 光コンピュータに使用されている汎用の光ファイバーは、貨物等省令第7条第四号に該当する。
- C 医療用に設計された装置に組み込まれた光コンピュータは、貨物等省令第7条に該当しない。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

(参考条文)

貨物等省令第7条第四号	電子計算機であって、次のいずれかに該当するもの又はその附属装置若しくは部分品	シストリックアレイコンピュータ	データの流れ又は変更が利用者によって、ロジックゲートのレベルで動的に制御可能な計算機をいう。
	イ シストリックアレイコンピュータ	ニューラルコンピュータ	ニューロン(神経細胞又は神経突起)又はその集合体の作用を模擬するように設計又は設計変更された演算装置をいう。
	ロ ニューラルコンピュータ	光コンピュータ	データ表現のために光を用いるように設計又は設計変更されている計算機であって、かつ、その演算論理素子が直接光学デバイスに結合しているものをいう。
	ハ 光コンピュータ		
		部分品	他の用途に用いることができるものを除く。
		貨物等省令第7条に掲げる貨物	次のいずれかに該当するものを除く。 イ 医療用に設計された装置 ロ 医療用に設計された装置に組み込まれたもの

<問題10>

AからCのうち、誤っている説明は、いくつあるか答えなさい。なお、AからCの輸出貨物は、全て輸出令別表第1の16の項に該当する。

- A 本邦にあるメーカーXは、国連武器禁輸国のアフガニスタンにあるNGOより、懐中電灯100個の注文を受けた。その際、当該NGOからは、当該懐中電灯は、難民支援に使用されると連絡があった。この場合、メーカーXは、通常兵器キャッチオール規制の輸出許可申請は不要である。
- B 本邦にあるメーカーXは、ドイツにあるメーカーYよりアルミニウム合金100キロの注文を受けた。その際、メーカーYからは、当該アルミニウム合金を使用して、戦車の製造に使用すると連絡があった。この場合、通常兵器キャッチオール規制の用途要件に該当するので、メーカーXは、輸出許可申請が必要である。
- C 本邦にあるメーカーXは、パキスタンにあるメーカーYよりアルミニウム合金100キロの注文を受けた。その際、メーカーYからは、当該アルミニウム合金を使用して、戦車の製造に使用すると連絡があった。この場合、通常兵器キャッチオール規制の用途要件に該当するので、メーカーXは、輸出許可申請が必要である。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

＜問題 1 1＞

輸出令第 4 条第 1 項第三号の規定について、A から C のうち、正しい説明はいくつあるか答えなさい。

- A 輸出令第 4 条第 1 項第三号イ中の「経済産業省令」は、「輸出貨物が核兵器等のために用いられるおそれがある場合を定める省令」（核兵器等開発等省令）のことである。
- B 輸出令第 4 条第 1 項第三号イ中の「経済産業省令」と輸出令第 4 条第 1 項第三号ハ中の「経済産業省令」は同じである。
- C 輸出令第 4 条第 1 項第三号ロ及びニの規定は、インフォーム要件に関する規定である。

- 1. 1 個
- 2. 2 個
- 3. 3 個

（参考条文）輸出令第 4 条第 1 項第三号

- 三 別表第 1 の 1 6 の項に掲げる貨物（外国向け仮陸揚げ貨物を除く。）を同項の下欄に掲げる地域を仕向地として輸出しようとする場合であつて、次に掲げるいずれの場合にも（別表第 3 の 2 に掲げる地域以外の地域を仕向地として輸出しようとする場合にあつては、イ、ロ及びニのいずれの場合にも）該当しないとき。
 - イ その貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合として経済産業省令で定めるとき。
 - ロ その貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたとき。
 - ハ その貨物が別表第 1 の 1 の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。ニにおいて同じ。）の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある場合として経済産業省令で定めるとき。
 - ニ その貨物が別表第 1 の 1 の項の中欄に掲げる貨物の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたとき。

<問題 1 2>

遵守基準省令について、AからCのうち、下線部分が正しい説明は、いくつあるか答えなさい。

- A 本邦にある貿易会社Xは、リスト規制に該当しない製品を毎日輸出している
ので、遵守基準省令により「該非確認責任者」を選任する法的義務がある。
- B 本邦にある貿易会社Xは、リスト規制に該当する製品を毎年3回輸出して
いるので、遵守基準省令により「統括責任者」を選任する努力義務がある。
- C 本邦にある貿易会社Xは、リスト規制に該当する製品を毎年3回輸出して
いるので、遵守基準省令により、監査を定期的実施する努力義務がある。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

＜問題 13＞

役務通達別紙1-2の「いわゆるクラウドコンピューティングサービスの解
積」について、AからCのうち、正しい説明は、いくつあるか答えなさい。

- A ストレージサービスを利用するための契約は、サービス利用者が自らが使用するためにサービス提供者のサーバーに情報を保管することのみを目的とする契約である限りにおいて、サービス利用者からサービス提供者等に情報を提供することを目的とする取引にあたらないが、外国に設置されたサーバーに特定技術が保管される場合は、原則として外為法第25条第1項に該当し、同条に基づく許可を要する。
- B 実質的にはサービス利用者からサービス提供者等に特定技術を提供することを目的とする取引であると認められる場合は、外為法第25条第1項に定める役務取引に該当する。
- C サービス利用者が第三者に特定技術を提供するためにストレージサービスを利用する場合は、当然ながら、当該サービス利用者から当該第三者に対する特定技術の提供を目的とする取引となる。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

<問題 14>

特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可について、AからCのうち、正しい説明はいくつあるか答えなさい。

（前提条件）

- ・本邦にある貿易会社Xは、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を取得している。
- ・輸出先の用途は、全て民生用途である。

- A 貿易会社Xは、輸出令別表第1の6の項に該当する貨物を中国にある日系の自動車メーカーYに輸出する場合は、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を適用して、輸出することができる。なお、輸出令別表第1の6の項には、告示貨物はない。
- B 貿易会社Xは、輸出令別表第1の15の項に該当する貨物を米国にある自動車メーカーYに輸出する場合は、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を適用して、輸出することができる。
- C 貿易会社Xは、輸出令別表第1の5の項に該当する貨物で、かつ、告示貨物にも該当する貨物を中国にある自動車メーカーYに輸出する場合は、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を適用して、輸出することができる。

1. 1個
2. 2個
3. 3個

<問題 15>

以下のAからCのうち、正しい説明はいくつあるか答えなさい。

- A 本邦にある貿易会社Xのシンガポール現地法人は、輸出令別表第1の1の項に該当するライフル銃を米国にあるメーカーYより購入し、イスラエルにあるメーカーZに売却する予定である。当該ライフル銃は、メーカーYよりメーカーZに直接輸出される。メーカーZの用途は、スポーツ用であっても貿易会社Xは仲介貿易取引許可申請が必要である。
- B 本邦にある貿易会社Xのシンガポール支店は、輸出令別表第1の5の項に該当する合金（価額90万円）を台湾にあるメーカーYより購入し、インドにあるメーカーZに売却する予定である。当該合金は、メーカーYよりメーカーZに直接輸出される。メーカーZの用途は、大陸間弾道ミサイルの製造であっても、少額特例が適用できるので、貿易会社Xは仲介貿易取引許可申請は不要である。
- C 本邦にある貿易会社Xのシンガポール支店は、輸出令別表第1の1の項に該当するライフル銃を米国にあるメーカーYより購入し、イスラエルにあるメーカーZに売却する予定である。当該ライフル銃は、メーカーYよりメーカーZに直接輸出される。メーカーZの用途は、スポーツ用であっても貿易会社Xは仲介貿易取引許可申請が必要である。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

<問題 16>

本邦にあるメーカーXは、輸出令別表第1の9の項(7)に該当する暗号装置 α (総価額95万円)をタイにあるメーカーYに輸出する契約を1月29日に結んだ。暗号装置 α は、少額特例を適用して、3月1日に輸出する予定である。暗号装置 α の輸出前に操作マニュアル β (外為令別表の9の項に該当)をメーカーYに送る場合、貿易外省令第9条第2項第十二号の規定に照らし合わせて、正しい説明を1つ選びなさい。

(前提条件)

- ・外為令別表の9の項に該当する技術は、使用技術告示第一号には規定されていない。
- ・本邦にあるメーカーXは、一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可のみを取得している。

1. メーカーXは、暗号装置 α の輸出について、少額特例が適用できるので、輸出契約前でも操作マニュアル β について、役務取引許可を取得することなく、メーカーYに提供することができる。
2. メーカーXは、暗号装置 α の輸出について、輸出契約を締結した1月29日以降であれば、一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可を適用して、操作マニュアル β をメーカーYに提供することができる。
3. メーカーXは、暗号装置 α の輸出について、少額特例が適用できるので、輸出契約を締結した1月29日以降であれば、操作マニュアル β について、役務取引許可を取得することなく、メーカーYに提供することができる。

<問題 17>

外為法等遵守事項に関するAからCの説明のうち、正しい説明はいくつあるか答えなさい。

- A 輸出管理内部規程を新規に経済産業大臣に届け出る場合は、外為法等遵守事項を全て含む輸出管理内部規程であることが求められている。
- B 外為法等遵守事項では、子会社及び関連会社の指導が求められている。
- C 外為法等遵守事項では、関係法令に違反したとき又は違反したおそれがあるときは、速やかに輸出管理部門に報告することが求められている。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

<問題 18>

以下のAからCのうち、下線部分が正しい説明はいくつあるか答えなさい。

- A 本邦にあるメーカーXは、インドのメーカーYより特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可が適用できる輸出令別表第1の7の項(1)に該当する集積回路（価額200万円）の注文を受けた。用途を確認したところ、戦車用のコントローラの製造に使用すると連絡を受けた。この場合、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可に基づく、「届出」が必要である。
- B 本邦にあるメーカーXは、シンガポールの警察より特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可が適用できる輸出令別表第1の9の項(1)に該当する無線通信装置（価額200万円）の注文を受けた。用途を確認したところ、洪水による人命救助に使用すると連絡をうけた。この場合、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可に基づく、「届出」は不要である。
- C 本邦にあるメーカーXが、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可が適用できる輸出令別表第1の7の項(1)に該当する集積回路を韓国に輸出して、ストック販売をする際、予定される需要者及び特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可が適用することができない第三国にて転売される予定がないことを確認する必要はない。

1. 1個
2. 2個
3. 3個

<問題19>

AからCのうち、許可の申請先が経済産業省の安全保障貿易審査課となっているものは、いくつあるか答えなさい。

- A 仲介貿易取引許可申請
 - B 通常兵器キャッチオール規制の輸出許可申請
 - C 特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可申請
-
- 1. 1個
 - 2. 2個
 - 3. 3個

<問題20>

以下のAからCのうち、下線部分が、正しい説明は、いくつあるか答えなさい。

- A 本邦にあるメーカーXは、過去にタイに輸出した貨物 α （輸出令別表第1の2の項該当貨物）が故障したので、一旦、本邦に戻し、修理後、無償告示を適用して、タイに貨物 α を輸出した。この場合、貨物 α の輸出関連書類等は、輸出時から少なくとも5年間保存する必要がある。
- B 本邦にあるメーカーXは、取得している特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を適用して、米国向けに貨物 α （輸出令別表第1の5の項該当貨物）を輸出した。貨物 α の輸出関連書類等は、輸出時から少なくとも5年間保存する必要がある。
- C 本邦にあるメーカーXは、台湾にあるメーカーYに貨物 α （輸出令別表第1の2の項該当）を注文したところ、貨物 β （輸出令別表第1の10の項に該当する貨物）が誤って送られてきた。メーカーXが、貨物 β をメーカーYに特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可による返送に係る輸出を行った場合、貨物 β の輸出関連書類等は、輸出時から少なくとも5年間保存する必要がある。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

<問題 2 1 >

輸出令の別表第6の規定について、正しい説明の場合は「1」を、誤っている説明の場合は「2」をマークしなさい。

輸出令別表第6の規定により、「一時的に出国する者及び一時的に入国して出国する者」が、本邦から外国に持ち出す「携帯品」や「職業用具」にリスト規制に該当する貨物があっても、輸出許可は不要である。

(参照条文)

輸出令 別表第6(第4条関係)

一時的に出国する者及び一時的に入国して出国する者	一 携帯品 二 職業用具
永住の目的をもって出国する者(一時的に入国して出国する者を除く。)	一 携帯品 二 職業用具 三 引越荷物
船舶又は航空機の乗組員	本人の私用に供すると認められる貨物

<問題 2 2>

以下の問題文を読んで、下線部分が、正しい場合は「1」を、誤っている場合は「2」をマークしなさい。

本邦にあるメーカーXは、取得している特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を適用して、輸出令別表第1の7の項に該当する集積回路（価額200万円）を中国のメーカーYに輸出しようとしたところ、「その他の軍事用途」に「用いられる疑い」があったので、包括許可要領に基づき経済産業省に「届出」を行った。この場合、メーカーXは、届出が経済産業省に受理された日から15日を経過すれば、当該包括許可を適用して、メーカーYに当該集積回路を輸出することができる。

<問題23>

EARに関する以下の説明を読んで、正しい場合は「1」を、誤っている場合は「2」をマークしなさい。

規制品目分類番号(ECCN)の2桁目の英記号は品目の形態を表しており、「D」は、当該品目がソフトウェアであることを示し、「E」は、技術であることを示している。

<問題 24 >

EAR に関する以下の説明を読んで、下線部分が正しい場合は「1」を、誤っている場合は「2」をマークしなさい。

許可例外の LVS は、輸出令第 4 条第 1 項第四号の少額特例とは異なり、D:1 国群である 中国向けの輸出には適用できない。

<問題 25>

EARに関する以下の説明を読んで、正しい場合は「1」を、誤っている場合は「2」をマークしなさい。

Unverified List に掲載されている香港の X社向けに EAR99 に分類される米国原産品目を日本から再輸出する場合は、EAR99 の香港向け再輸出であるため X社から UVL 文書を手に入れる必要はない。

※問題文中で使用される略称・用語について

外為法	外国為替及び外国貿易法
輸出令	輸出貿易管理令
外為令	外国為替令
貨物等省令	輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令
貿易外省令	貿易関係貿易外取引等に関する省令
遵守基準省令	輸出者等遵守基準を定める省令
使用技術告示	貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第2項第十二号、第十三号及び第十四号の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める使用に係る技術、プログラム及び貨物
無償告示	輸出貿易管理令第4条第1項第二号のホ及びへの規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物
少額特例	輸出貿易管理令第4条第1項第四号で規定されている特例
告示貨物	輸出貿易管理令別表第3の3の規定により経済産業大臣が定める貨物
運用通達	輸出貿易管理令の運用について
役務通達	外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について
外為法等遵守事項	「輸出管理内部規定の届出等について」の(別紙1)に記載されている。
運用通達の10%ルール	「輸出貿易管理令の運用について」1-1(7)(イ)(注2)

平成29年度

安全保障輸出管理実務能力認定試験(第7回)

(STC Advanced)試験問題